大阪府公安委員会告示第８７号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２０条第４項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和３年８月２４日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和６０年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第６条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第９条第１項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から３年間である。

令和３年８月２７日

大阪府公安委員会

委員長　井上　　誠

申請者（製造業者）の氏名又は名称及び住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	検定番号
株式会社高尾 代表取締役　内ヶ島　隆寛 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目２２番地	ぱちんこ遊技機	規則第６条第１号	Ｐリアル鬼ごっこ２Ｖ１Ｂ	１Ｐ０７０５
株式会社大一商会 代表取締役　市原　髙明 愛知県北名古屋市沖村西ノ川１番地			Ｐ天才バカボン６ＦＮ－Ｆ	１１００３９